（拳銃等の保管上の注意）

第二十一条　拳銃等の保管の責めに任ずる者は、次の事項を守り、拳銃等の保管について最善の注意を払わなければならない。

一　拳銃等が常に良好な状態にあり、いつでも使用に耐えるよう保管し、かつ、粗略な取扱いによつて損傷する等のことがないようにすること。

二　拳銃等を放置し、盗まれ、遺失し、又は奪取されることのないようにすること。

（記録票）

第二十二条　銃砲刀剣類所持等取締法第二十八条第一項に規定する記録票は、所轄庁の拳銃等の貸与事務担当課の長が作成し、かつ、保存しなければならない。

（拳銃等の亡失損傷等の報告）

第二十三条　警察官は、拳銃等を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその状況を管理責任者に報告し、報告を受けた管理責任者は、それを所轄庁の長に報告しなければならない。

2　所轄庁の長（長官を除く。）は、拳銃の亡失について前項の報告を受けたときは、直ちに事故の日時、場所、事故者の所属、官職及び氏名、事故拳銃の名称、型式、口径、銃身長及び番号並びに事故の状況を、長官に報告しなければならない。

3　拳銃に特異又は重大な損傷を生じたときは、前項の規定に準じて報告しなければならない。

4　所轄庁の長（長官を除く。）は、所属の警察官の亡失した拳銃が発見されたときは、発見の日時及び場所、発見された拳銃の名称、型式、口径、銃身長及び番号並びに発見の状況を長官に報告しなければならない。

（拳銃の亡失の場合の処置）

第二十五条　［略］

2　所轄庁の長は、亡失した拳銃が発見されたときは、その旨を科学警察研究所長に通知しなければならない。

第六章　拳銃等の手入れ及び検査

（拳銃の手入れの種別）

第二十六条　拳銃の手入れは、普通手入れ及び精密手入れとする。

2　普通手入れとは、回転式拳銃にあつては拳銃を分解しないで、自動式拳銃にあつては普通分解をして行う手入れをいい、精密手入れとは、回転式拳銃にあつては拳銃を分解して、自動式拳銃にあつては精密分解をして行う手入れをいう。

（拳銃の普通手入れ）

第二十七条　警察官は、携帯している拳銃の普通手入れを機会あるごとに行うものとする。

2　警察官は、拳銃を撃つたとき又は拳銃が雨雪等にさらされたときは、その都度、速やかに普通手入れを行い、その後更に反復して普通手入れを行うよう努めなければならない。

3　取扱責任者は、自己の保管に係る拳銃については、毎月一回以上普通手入れを行わなければならない。

4　警察官から保管を依頼された拳銃について前項の手入れを行うときは、その警察官に手入れを行わせることができる。

（拳銃の精密手入れ）

第二十八条　管理責任者は、その管理する拳銃の精密手入れを、年に一回以上、日を定めて、専門の技術を有する者に行わせるものとする。

2　警察官は、拳銃を水中に落とした場合又は拳銃が著しく汚染した場合には、精密手入れを管理責任者に要求しなければならない。

（けん銃等の保管上の注意）

第二十一条　けん銃等の保管の責めに任ずる者は、次の事項を守り、けん銃等の保管について最善の注意を払わなければならない。

一　けん銃等が常に良好な状態にあり、いつでも使用にたえるよう保管し、かつ、粗略な取扱いによつて損傷する等のことがないようにすること。

二　けん銃等を放置し、盗まれ、遺失しまたは奪取されることのないようにすること。

（記録票）

第二十二条　銃砲刀剣類所持等取締法第二十八条第一項に規定する記録票は、所轄庁のけん銃等の貸与事務担当課の長が作成し、かつ、保存しなければならない。

（けん銃等の亡失損傷等の報告）

第二十三条　警察官は、けん銃等を亡失し、または損傷したときは、ただちにその状況を管理責任者に報告し、報告を受けた管理責任者は、それを所轄庁の長に報告しなければならない。

2　所轄庁の長（長官を除く。）は、けん銃の亡失について前項の報告を受けたときは、ただちに事故の日時、場所、事故者の所属、官職および氏名、事故けん銃の名称、型式、口径、銃身長および番号ならびに事故の状況を、長官に報告しなければならない。

3　けん銃に特異または重大な損傷を生じたときは、前項に準じて報告しなければならない。

4　所轄庁の長（長官を除く。）は、所属の警察官の亡失したけん銃が発見されたときは、発見の日時および場所、発見されたけん銃の名称、型式、口径、銃身長および番号ならびに発見の状況を長官に報告しなければならない。

（拳銃の亡失の場合の処置）

第二十五条　［同上］

2　所轄庁の長は、亡失したけん銃が発見されたときは、その旨を科学警察研究所長に通知しなければならない。

第六章　けん銃等の手入れ及び検査

（けん銃の手入れの種別）

第二十六条　けん銃の手入れは、普通手入れおよび精密手入れとする。

2　普通手入れとは、回転式けん銃にあつてはけん銃を分解しないで、自動式けん銃にあつては普通分解をして行なう手入れをいい、精密手入れとは、回転式けん銃にあつてはけん銃を分解して、自動式けん銃にあつては精密分解をして行なう手入れをいう。

（けん銃の普通手入れ）

第二十七条　警察官は、携帯しているけん銃の普通手入れを機会あるごとに行うものとする。

2　警察官は、けん銃を撃つたとき又はけん銃が雨雪等にさらされたときは、その都度、速やかに普通手入れを行い、その後更に反復して普通手入れを行うよう努めなければならない。

3　取扱い責任者は、自己の保管に係るけん銃については、毎月一回以上普通手入れを行わなければならない。

4　警察官から保管を依頼されたけん銃について前項の手入れを行うときは、その警察官に手入れを行わせることができる。

（けん銃の精密手入れ）

第二十八条　管理責任者は、その管理するけん銃の精密手入れを、年に一回以上、日を定めて、専門の技術を有する者に行なわせるものとする。

2　警察官は、けん銃を水中に落とした場合、またはけん銃が著しく汚染した場合には、精密手入れを管理責任者に要求しなければならない。